

荒川区立第二日暮里小学校 学校いじめ防止基本方針

【基本方針策定の意義】

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

第二日暮里小学校いじめ基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域・その他の関係諸機関が相互に連携し、いじめ対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）等に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

【いじめの定義】

この基本方針において、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止に関わる基本的な考え方】

本校は、人権尊重の理念に基づき、校内外におけるいじめの防止等に取り組みます。

- いじめは、どの学校でも起こり得る問題、全ての子供たちに関わる問題と十分認識して、家庭、地域及び教育委員会をはじめとする関係機関と連携していじめの防止等を推進します。
- いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。
- 子供たちに、いじめは絶対に許されない行為であることなど、いじめ問題を自らの問題であると受け止めるよう指導していきます。
- 教育活動全体を通して、子供たちの健全育成を図るとともに、教育相談機能を充実させ、豊かな人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現します。

1 いじめの未然防止に関する取組

(1) 学校としての体制

- ①いじめに関する校内研修会を年3回以上行い、教職員の指導力の向上及び組織的対応の充実を図る。
- ②毎週木曜日に行う生活指導終礼等を活用し、日頃から教職員間の情報交換を密にする。
- ③担任による個人面談やスクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図り、児童及び保護者が相談しやすい雰囲気や体制をつくる。
- ④保護者会、学校便り、ホームページ等による啓発や道徳授業地区公開講座、青少年育成日暮里地区委員会の「関係諸機関連絡会」等により、家庭や地域との協力、連携を密にする。

(2)児童に対する指導

- ①年度当初に、学級指導等を活用して、「いじめ防止対策推進法 第4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。」ということを経童に明確に示し、学校全体でいじめを許さないという雰囲気づくりを行う。
- ②思いやりや規範意識を育み、児童が意欲的に授業や行事に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、様々な人との関わりの中で豊かな人間関係を築く。
- ③道徳教育や人権教育の全体計画、年間指導計画に基づいて、いじめに関する内容を指導し、人権意識を育成する。

2 いじめの早期発見に関する取組

(1)第1段階「観察」

- ①いじめは、人の目に付きにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識に立った上で、日常的に意図的な観察を行う。
- ②下記のような観点で観察し、些細なことであっても、気になる事項があった場合は、確実に生活指導主任に報告する。
- ③生活指導主任は、管理職と相談の上、必要に応じて、第3段階「面接等の追跡調査」を実施する。

観点例	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・今までより遅刻や早退、欠席が増えていないか。 ・いつもより元気がなくなっていないか。 ・用もなく職員室や特別教室などに来ることが増えていないか。 ・一人遅れて教室に入ってくるが増えていないか。 ・何となく話をしたいような素振りを示すが増えていないか。 ・最近、授業や活動に集中できなくなっていないか。 ・ものが隠されたり、壊されたりしていないか。
他の児童の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・さりげなく机を離す、配布物を回す時に不自然な渡し方をする、給食の配膳時にいつも後回すなどの様子はないか。 ・相手がいやがるような名前呼び方や変なあだ名、「○○菌」などと呼んでいないか。 ・グループづくりなどで仲間はずれにしたり、役割の不自然な集中があったりしていないか。 ・特定の子に対して、必要以上にはやし立てたり、近付いていくと避けたりしていないか。 ・何かトラブルがあると、いつも特定の子のせいにされることはないか。 ・特定の子に対して発言しても支持せず、不自然な雰囲気になることはないか。
インターネット関係	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話、スマートフォン、パソコンなどインターネットを通じて行われるメールや SNS などでトラブルが起きていないか。

(2)第2段階「アンケート調査」

- ①「学校生活に関するアンケート調査」を、東京都教育委員会が実施する「ふれあい月間」や荒川区教育委員会が実施する「荒川区いじめ調査」にあわせて実施する。(令和3年度より、各学期2回実施)
- ②アンケート調査の結果は、生活指導部会が集約し、職員会議等で共有する。
- ③気になるアンケート調査の結果があった場合は、第3段階「面接等の追跡調査」を実施する。

(3)第3段階「面談等の追跡調査」

- ①第1段階「観察」や第2段階「アンケート調査」により、気になる様子が見られた場合には、当該児童に関する追跡調査を実施する。
- ②まずは担任、またはスクールカウンセラー等が、困っていることがないか個別面談を実施する。
- ③本人が、いじめ、またはいじめが疑われるような行為があったことを訴えた場合は、「3 いじめの早期対応に関する取組」を実施する。
- ④特に本人から訴えがなかった場合も、必要に応じて、生活面、学習面、その他行動面について、1週間程度、授業時間、休み時間、給食時間など様子を記録する。

3 いじめの迅速で確実な対応に関する取組

(1) いじめの認知

- 教職員による発見(「観察」、「アンケート調査」「面接等の追跡調査」)
- 本人の訴え
- 他からの情報提供(友達、保護者、地域等)

(2)生活指導部による組織的対応

- いじめ、またはいじめが疑われるような事案を認知した場合、以下のとおり対応する。
 - ①担任は、その日のうちに生活指導主任に報告するとともに、情報を整理する。(この段階では、安易に関係児童の聞き取りを行わない。)
 - ②生活指導主任は、管理職に報告するとともに、本人や保護者、関係児童への聞き取りを行うかどうかを判断し、担任に指示する。
 - ③管理職は、情報を総合的に判断し、いじめ、またはいじめが疑われる場合には、「いじめ防止対策委員会」を開催する。

(3) いじめ防止対策委員会の開催

- 構成 生活指導主任()・低()・中()・高()・専科()()
(校長・副校長・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・S C・区心理専門相談員)
※必要に応じて、警察、子ども家庭総合センター、区SSW等、関係機関と連携する。
- いじめ防止対策委員会による対応
 - ①情報を整理し、事実確認を行う。
 - ②まず第一に被害児童の安全、安心を確保するための具体的な対応を検討する。
 - ③関係児童に対する指導、学級全体に対する指導について検討する。
 - ④被害児童保護者、関係児童保護者への対応について検討する。
 - ⑤それぞれの具体的な対応は、全校体制で行う。
 - ⑥1週間以上たっても成果が見られないときは、再度協議を行い、新たな対応を検討する。
 - ⑦一定の成果が見られた場合も、継続して観察していく。
(本人への個別面談や保護者との情報共有、生活指導終礼での教職員の共通理解など)

4 いじめ防止対策年間計画

「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

取組段階	具体的な取り組み	役割	時期
未然防止	・校内にいじめ対策委員会を設置する。	・校長	・4月初旬
	・学校いじめ防止基本方針を策定する。	・生活指導主任	・4月初旬
	・学期に1回、ふれあい月間に、いじめに関する授業を計画・実施する。	・生活指導主任、 学級担任	・毎学期のふれあい月 間中
	・学校サポートチームとの定期的な情報交換をする。	・校長	・随時
	・問題を抱えた児童への働きかけをする。	・学級担任、SC、SSW	・随時
	・いじめに関する行内研修を実施する。	・生活指導主任	4月初旬、夏季休業中、 冬季休業明け
	・学校だより、保護者会等を通して、本校のいじめ防止についての活動を説明したり、SCやSSWを紹介したりする。	・校長、生活指導 主任、養護教諭	・4月保護者会
早期発見	・学期に1回、ふれあい月間にアンケートを行い、分析し、指導に活用する。	・生活指導主任、 学級担任	・毎学期のふれあい月 間中
	・5年生全員にスクールカウンセラーとの全員面談を行う。	・5年担任、SC	・4月
	・年2回、個人面談を実施する。	・学級担任	・
	・木曜日生活指導終礼時に、随時、気になる児童の話し合いをする。	・全教職員	・毎週木曜日の終礼時
	・日常的に、気になる児童の行動の記録を行う。	・学級担任	・随時
	・学校だより、保護者会等を通して、本校のいじめ防止についての活動を説明したり、SCやSSWを紹介したりする。	・校長、生活指導 主任、養護教諭	・4月保護者会
早期対応	・把握した情報に基づく対応方針を策定する。また、いじめ対策委員会を中心とした役割分担を行う。	・校長、生活指導 主任	・随時
	・被害児童保護者に対するスクールカウンセラーなどを活用したケアを行う。	・担任、養護教 諭、SC	
	・加害児童に対する組織的・継続的な観察と指導を行う。	・生活指導主任、 担任	
	・いじめを伝えた児童の安全を確保する。	・担任	

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、登下校の見守りを計画・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、関係諸機関に連携と協力を要請し、指導にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、生活指導主任 	
重大事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童に対して、複数の教員によるマンツーマンで保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任、担当教諭 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応時
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童・保護者に対して、SSWによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを行う。また、必要に応じて、適応指導教室への通級などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、養護教諭、SSW 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・警察への相談・通報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童に対する組織的・継続的な観察と個別指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任、担任 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童・保護者に対するケアを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、養護教諭、SC 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの現状を的確に把握するための調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への状況を報告し、連携して対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所などの福祉機関や医療機関と連携して対応にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長 	
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策緊急保護者会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 		